

2

家庭用パソコンのリサイクル

※パソコン本体は、市では収集・処理しません。

※ディスプレイ、キーボード、マウス等の付属品は、資源ごみ4(金属製品)で出すこともできます。

家庭用パソコンは、資源有効利用促進法または小型家電リサイクル法によりリサイクルされます。

《対象機器》

デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ
CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン



パソコン本体



ノートパソコン

《リサイクル方法》

パソコンリサイクルはとても簡単です。以下のような手順で手続きができます。

〈手順〉



1 処分するパソコンのメーカーを確認し、メーカーへ問い合わせます。

※メーカーが見つからない場合または自作パソコン
⇒パソコン3R推進協会に問い合わせる。
(一般社団法人パソコン3R推進協会
TEL：03-5282-7685)



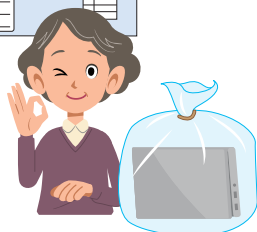
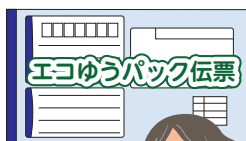
2 PCリサイクルマークの確認をします。



あり…リサイクル料金はかかりません

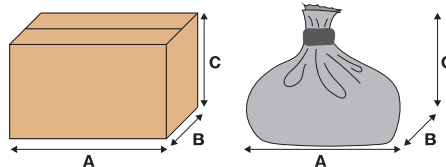
なし…回収再資源化料金が必要です

※PCリサイクルマークがついたパソコンでも、万が一メーカーが倒産したなどの場合はパソコン3R推進協会が回収しますが、その場合は、回収再資源化料金が必要です。



3 メーカーから送り状が届いたら、パソコンを厚手のビニール袋や段ボール箱などに入れ送り状を貼ります。

※梱包の大きさ
・1梱包の重さは30kgまで
・A+B+Cの長さの合計=1.7m以内



4 郵便局へ集荷を依頼し、または、直接郵便局へ持ち込み、完了です。

※事業系パソコンの回収・リサイクルについては、各パソコンメーカーにお問い合わせください。